

第 43 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 令和 5 年 5 月 29 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

場 所 大磯町保健センター 2 階研修室

出席者 委員 23 名中、出席 20 名 (うち代理者 2 名)

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 4 事業者 ※特定非営利活動法人ハイテンション欠席

- ・ 特定非営利活動法人 移送サービスいせはら (伊勢原市)
- ・ 特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ
- ・ 一般社団法人 コキア・ジャパン
- ・ 社会福祉法人 かながわ共同会

(※ 特定非営利活動法人 ハイテンション欠席)

公開の可否 公開

傍聴者数 2 名

審議の経過

1 開会

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 (以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 20 名 (代理出席を含む)

3 議事

(議長)

議事 1 「道路運送法第 79 条の 8 及び道路運送法施行規則第 51 条の 15 に基づく運送の対価の変更」について協議いたします。それでは、伊勢原市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいまの「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問はありませんか。

(委員)

複数乗車の設定があるということだが、3 人以上の乗車はあるのか。

(事業者)

同じ施設から複数人で同じ病院に行く方のみ運送している。その場合、一定料金を人数で分割して支払っていただいている。

(委員)

3名が乗車することはあるのか。料金が割り切れないという懸念があるが。

(事業者)

3人というのではない。たまに2名が乗車することがあるので、複数乗車の記載をした。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の方は一旦御退室ください。

【特定非営利活動法人移送サービスいせはら 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、委員の皆さんからの意見を求めます。

(委員)

次回更新申請の後から対価の変更を行うという解釈でよいか。

(伊勢原市)

そのとおりです。

(議長)

ほかにございますか。

(委員)

今回、燃料費等の高騰から運賃を値上げすることだが、それは他事業者も同じではないか。そもそも他事業者の運賃もわからない。1社だけこのような申請が出て、承認して良いかどうかの判断がつかない。比べられるような資料を用意すべきではないのか。

(委員)

福祉有償運送のために車両を保有している団体は、元を取ると言ったら語弊があるかもしれないが、儲けるためならばタクシーの方が良い。その中で福祉有

償運送として事業がぎりぎり継続できる運賃、今回であれば単純に燃料費が上がり持ち出しが増えてしまうということだと思う。運賃を上げてしまうと利用者さんの負担が増えてしまうため堪えているという団体もある。このように団体によって色々と異なるため、一概に他と比べてどうかという事業ではないと思う。

(委員)

昨年度における他協議会の状況として、どの協議会でも1～3団体ほどが対価の変更申請がある。現在資料がないため記憶での話となるが、今回の申請のように、値上がりした分だけでもということで、1kmあたり10～20円の値上げが多いかなという印象。

(委員)

(福祉有用運送はタクシー等の)事業者と違って利益を求めない。タクシー等事業者の運賃に抵触しない程度の値上がりというのは問題ないと思われる。

タクシー等事業者は、利益が上がらなかつたら運賃を上げてくださいとなるが、福祉有償運送の場合は、全体の相場で比較をするということがまず難しいもの。個々の福祉有償運送の事業者にとって利益にはならないため、運営できる金額で計算し運賃を決めるものだと私は思っている。プラスマイナス0となる場所で運賃を定められているので、遥かに安い金額で運送されている団体もあれば、タクシー等の半額で運送しているところもある。

つまり、前回まで定めていた金額では事業ができない、賄えないという判断で今回の申請があったものと考えて。周りの運賃がどうだから変えるということではなく、自分のところの事業に対して考えるものであるので、今回の値上げによって、当座は賄えるという判断をされたということによろしいと思います。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、お諮りいたします。

では、本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」を入室させてください。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 入室】

(議長)

「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された、道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更については、承認いたします。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 退室】

(議長)

続いて、議事2「道路運送法第79条の6に基づく更新申請」について協議いたします。

それでは、伊勢原市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。

御質問はありませんか。

(委員)

提出された旅客名簿にある運送を必要とする理由のなかで、『その他』にあたる方はどのような内容か。

(事業者)

申請を行えば介護認定がもらえるであろうと思われるが、認定を受けていない方を『その他』とした。

(委員)

その他にあたる方の中で、要介護認定を受けていると記載がある方が何名かいるが、これは誤記載ということか。

(事業者)

訂正いたします。申し訳ございませんでした。

(委員)

前の質問に関連することだが、旅客名簿のなかの『その他』にのみ該当される方が1名いらっしゃるが、これはどのような方か。

(事業者)

この方は精神障害にあたる。

(委員)

手帳はお持ちでないということか。

(事業者)

お若い方で精神病院に通われている。

確認しないと分からないが認定をされていない方もいる。

(委員)

利用者の中には、認めたくなかったり外部からの目を気にして申請しない方がいる。その場合はその他として計上しなくてはならないが、それを分かるようにしていただけるとよい。

(委員)

その他のケースが増えていけば判断する側としては分からない。各自治体の担当者がしっかりと精査し、内容を把握した上で協議会に出すということをお約束いただかないと、簡単に賛成とは言えない。

(委員)

その他に載せるのであれば、民生委員や地域の方が福祉有償運送を利用すべき人について、本当に必要であるかなどを担保していただくなど、きちんとしていただいた方がよい。

(事業者)

誰でもいいから乗せるという余裕はない。

(委員)

(協議会へ) 書類を出した際に疑念を抱かれるというのはよくない。

(事業者)

再度、書き直す。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

再度、数値を精査していただいて御提出いただき承認するという事にすればよろしいのではと思う。

(委員)

他の運営協議会の中でも同様に、数値の中身について質問があるため見直しも検討しているところだが、次回以降は各自治体の事務局の方にも気を付けていただければと思う。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、再度精査した書類を提出するという条件を付して、これを承認するという事で、よろしいでしょうか。

賛成者の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを条件付き承認するという事に決しました。

移送サービスいせはらさんを入室させてください。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 入室】

(議長)

「特定非営利活動法人 移送サービスいせはら」から提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、条件付き承認するという事で決しました。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら 退室】

(議長)

引き続き、議題(2)の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、厚木市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 ハイテンション」の更新申請について、伊勢原市より説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 ハイテンション」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。

御質問はありませんか。

(委員)

名簿の中に他市町にお住まいの方がいるが、その方は区域内の施設を利用されているからという考え方でよかったか。

(委員)

区域内施設を利用しているのであれば問題ないと思われる。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハイテンション」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

「特定非営利活動法人 ハイテンション」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(意見なし)

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 ハイテンション」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成者の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 ハイテンション」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

引き続き、議事(2)の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、伊勢原市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【伊勢原市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。

御質問はありませんか。

(意見なし)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【お出かけ支援サプライ 退席】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(意見無し)

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成者の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【お出かけ支援サプライ 入室】

(議長)

「特定非営利活動法人 伊勢原お出かけ支援サプライ」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。

引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【お出かけ支援サプライ 退室】

引き続き、議事(2)の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、厚木市に事業所を置く、「一般社団法人 コキア・ジャパン」の更新申請について、秦野市より説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「一般社団法人 コキア・ジャパン」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。

御質問はありませんか。

(委員)

運行管理者の代行者が空欄だが、これはよいのか。

(事業者)

代行する必要が無かったため記入をしなかったが、必要があるのであれば記入する。

(委員)

運輸局に申請いただく際にいれていただければ構わない。

(議長)

それでは、「一般社団法人 コキア・ジャパン」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【コキア・ジャパン 退席】

それでは、「一般社団法人 コキア・ジャパン」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。
どなたかございませんか。

(意見なし)

それでは、「一般社団法人 コキア・ジャパン」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。

賛成者の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

賛成多数ですので、「一般社団法人 コキア・ジャパン」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【コキア・ジャパン 入室】

(議長)

「一般社団法人 コキア・ジャパン」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【コキア・ジャパン 退室】

(議長)

引き続き、議事(2)の「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。

それでは、秦野市に事業所を置く、「社会福祉法人 かながわ共同会」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【秦野市職員より概要説明】

(議長)

ただいま、「社会福祉法人 かながわ共同会」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。

御質問はありませんか。

(質問なし)

それでは、「社会福祉法人 かながわ共同会」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【かながわ共同会 退席】

(議長)

それでは、「社会福祉法人 かながわ共同会」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(意見無し)

それでは、「社会福祉法人 かながわ共同会」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認するという事で、よろしいでしょうか。

賛成者の方の挙手をお願いします。

(挙手、多数)

賛成多数ですので、「社会福祉法人 かながわ共同会」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。

【かながわ共同会 入室】

(議長)

「社会福祉法人 かながわ共同会」から提出された福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【かながわ共同会 退室】

(議長)

それでは続きまして議事(3)「令和4年度福祉有償運送実績報告について」、建制順にならい、平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町の順で、各市町職員からの説明をお願いします。

(1) 平塚市より報告

- ・ 一般社団法人さうんどうサポート
- ・ 特定非営利活動法人ひまわり福祉サービス
- ・ 一般社団法人桜花
- ・ 特定非営利活動法人お出かけサポーターズ
- ・ 特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会

(2) 秦野市より報告

- ・ 特定非営利活動法人野の花ネットワーク
- ・ 特定非営利活動法人オンリーワン
- ・ 特定非営利活動法人ハーモニーケア
- ・ 社会福祉法人かながわ共同会

(3) 伊勢原市より報告

- ・ 特定非営利活動法人外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング
- ・ 社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち
- ・ 特定非営利活動法人移送サービスいせはら
- ・ 特定非営利活動法人伊勢原お出かけ支援サプライ
- ・ NPO 法人ハイテンション

(4) 二宮町より報告

- ・ 特定非営利活動法人サポートかけ橋
- ・ 特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ大空

(議長)

ただいま、「令和4年度福祉有償運送実績報告について」の説明がありました。これについて、何か質問、意見はありませんか。

(委員)

他の自治体の報告書になっている事業者があるが、運輸局に提出しなくてもよいものなのか。

(委員)

その事業者についてはこれまで他自治体で登録があったため、そちらに出していただければ間違いない。

(委員)

運輸局の收受印が押されていない報告書があるが。

(自治体)

確認する。

(委員)

事故の報告を受けていない事業者があったが、0ということでよいのか。

(自治体)

そのように認識している。

(議長)

他に意見・質問もないようですので、「令和4年度福祉有償運送実績報告について」は、以上といたします。

最後に、議題5の「その他」ですが、委員の皆さんから福祉有償運送に関して何かございますでしょうか。

(意見なし)

事務局からは何かございますか。

(事務局)

はい。事務局からは、今後の手続きについてご説明いたします。

まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局より「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。

事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする書類を送付いたします。

なお、今回の会議録は、要綱第8条第2項の規定により、公開することとなりますので、御承知おきください。

今後新たに申請する事業者があった場合や、緊急に協議を必要とする場合には、関係機関とも調整のうえ、改めて皆様にご連絡申し上げます。

何もなければ、次回開催は委員の皆様のご都合をお伺いしながらとはなりますが、令和6年1月頃を予定しております。

(議長)

それでは、この辺りで以上とさせていただきます。

長時間に渡り、御審議いただき、ありがとうございました。

運営協議会の円滑な議事進行に御協力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。